暖房部の有無	(1)　あるもの (2)　ないもの
水通路の構造（暖房部を有するもの）	(1)　一缶二水路式のもの (2)　一缶三水路式のもの (3)　二缶二水路式のもの (4)　二缶三水路式のもの (5)　その他のもの

に

改める。

別表第三半密閉式瞬間湯沸器の項27中「断続的」の下に「（暖房機能（加熱された水等の熱媒体を循環させ暖房等に利用するものをいう。以下半密閉式瞬間湯沸器の項及び開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項において同じ。）を有するものの当該機能に係る部分にあつては、8時間以上連続）」を加え、同表開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項12の次に次のように加える。

12の2	暖房機能を有するものは、密閉式又は屋外式であること。	

別表第三開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項31中「断続的」の下に「（暖房機能を有するものの当該機能に係る部分にあつては、8時間以上連続）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第二項の証明書の交付を受けている特定液化石油ガス器具等に係るこの省令による改正前の液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第五条の型式の区分については、この省令による改正後の液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第二の規定にかかわらず、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）別表第二の上欄に掲げる特定液化石油ガス器具等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、なお従前の例による。

○経済産業省令第五十四号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の五及び第三十九条の十第一項の規定に基づき、ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月一日

経済産業大臣　大畠　章宏

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項及び開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項中

給水自動ガス弁の構造	(1)　ダイヤフラム式のもの (2)　水流スイッチ式のもの (3)　その他のもの

を

給水自動ガス弁の構造	(1)　ダイヤフラム式のもの (2)　水流スイッチ式のもの (3)　その他のもの

に

暖房部の有無	(1)　あるもの (2)　ないもの
水通路の構造（暖房部を有するもの）	(1)　一缶二水路式のもの (2)　一缶三水路式のもの (3)　二缶二水路式のもの (4)　二缶三水路式のもの (5)　その他のもの

を

改める。

別表第三半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項27中「断続的」の下に「（暖房機能（加熱された水等の熱媒体を循環させ暖房等に利用するものをいう。以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項及び開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において同じ。）を有するものの当該機能に係る部分にあつては、8時間以上連続）」を加え、同表開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項12の次に次のように加える。

12の2	暖房機能を有するものは、密閉燃焼式又は屋外式であること。	

別表第三開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項31中「断続的」の下に「（暖房機能を有するものの当該機能に係る部分にあつては、8時間以上連続）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にガス事業法第三十九条の十一第二項の証明書の交付を受けている特定ガス用品に係るこの省令による改正前のガス用品の技術上の基準等に関する省令第五条の型式の区分については、この省令による改正後のガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第二の規定にかかわらず、ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第二十八号）別表第二の上欄に掲げる特定ガス用品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、なお従前の例による。

○経済産業省令第五十五号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の二第一項及び第三十二条の十五の規定に基づき、経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月一日

経済産業大臣　大畠　章宏

経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定保守製品に関する省令（平成二十年経済産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項及び密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項中

点火装置及び消火装置の状態	(1)　点火時に異常がないこと。 (2)　給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。
燃焼状態	給湯量を最大にして、及び出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1パーセント以下であること。

を

点火装置及び消火装置の状態	(1)　点火時に異常がないこと。 (2)　停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。	
	不正改造防止	安全装置が不正改造されていないこと。

に、

を